

平成30年10月9日

自由民主党障害児者問題調査会

会長 衛藤 晟一 様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

代表理事 大濱 眞

労災WG委員長 古谷 杉郎

2018年度全国脊髄損傷者連合会労災関係要望

1 介護（補償）給付の見直しを図ること

昨年度実施した「労災保険制度における介護（補償）給付に関する状況調査」の結果を踏まえた検討状況を知らせていただくとともに、可及的速やかに改善を実施していただきたい。

2 併発疾病の見直し、及び、せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いの改善を検討すること

「併発疾病の見直しを含めせき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いの改善を検討すること」を要望し、これまでに平成23～28年度に請求件数754件、そのうち支給622件（肺炎がもっとも多く、敗血症が次ぐ）、不支給132件等という調査結果をお聞きしました。その後の調査状況（及び最近の長期家族介護者援護金の支給状況）、また、改善検討の方針があればお聞かせいただきたい。

この際、せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いについては、厚生年金において、1・2級の厚生年金を受けられる者が死亡したときには遺族年金の支給要件が認められるのと同様の抜本的な見直しを検討されたい。

3 補装具費支給制度（車椅子等）の運用について以下の改善を図ること

昨年度、介助用リフターは車椅子の使用が不可能であることを支給要件としていることから両者の併給はできないということであったが、介助用リフターは移乗用であり、移動には車椅子等が必要な実態があるので、併給を可能にされたい。

また、電動車椅子は基本的に大型であり（安全も考慮して）室内での使用は制限が大きく、一方で、室内のように平坦な場所では少しでも残存機能の筋力や稼働能力を維持する必要があること等から、電動車椅子・手動車椅子・介護型車椅子の併給を可能にされたい。

4 介助犬の利用を可能とする方策を検討すること。

身体障害者補助犬法においては盲導犬・介助犬・聴導犬が定義されているにもかかわらず、労災被害者が利用できる制度としては、労災サポートセンターが、重度の視覚障害を被った労災年金受給者に対し、（財）日本盲導犬協会と連携して盲導犬の無償貸与事業を行っているだけである。せき損者が介助犬を利用できる方策を検討していただきたい。